

大公ハインリヒと黄金の首飾り

ヴィドゥキント『ザクセン人の事績』第一卷二三章を読む

三佐川 亮宏

はじめに

「弟よ、我々は、軍隊を召集し指揮することが出来る。我々は、城塞や武器、国王権標、国王たる地位が必要とするものすべてを有している。ただし、我々には幸運と適性が欠けているのだ。幸運は、弟よ、傑出した才能共々ハインリヒの手に移った。国家の決定権は、ザクセン人の下に在る。……」。

九一八年一月二三日に起きたコンラート家の東フランク国王コンラート一世（在位九一一—一八年）の死去から、翌九一九年五月中旬のリウドルフィン家（ハインリヒ二世（在位九一九—一三六））の新年王選出に至るまでの五ヶ月間、統治者を欠いた東フランク王国で一体何が起きていたのか。この点は同時代史料の極端なまでの乏しさのためにまったく不明である。事件について最も詳細かつドラマティックな記述を伝えているのは、半世紀後にザクセン地

方のコルヴァイ修道院の修道士ヴィドゥキント（九七三年以降歿）が著した『ザクセン人の事績』（初稿九六七／六八年、補訂稿九七三年以降成立）である。

「そこで、エーベルハルトは、国王（兄のコンラート一世）に命じられたようにハインリヒの下に赴き、服従してすべての宝物を引き渡し、和約を結んだ後、友誼（*amicitia*）を得た……。それから、フリッツラーと呼ばれる地にフランク人の軍隊の君侯と有力者が集結すると、彼は、すべてのフランク人とザクセン人の人民の前で、ハインリヒを国王へと指名した」（第一卷二五・二六章）^①。

この死の床の遺言と王位禪譲の叙述の歴史的信憑性については、王位交替がかつての研究において「ドイツ王国の成立」を画する最重要事件と見なされたため、膨大な研究史の蓄積がある^②。今日の中世史研究を大きくリードするフリートの歴史人類学的な「記憶史論」の最初の試金石となったのもまた、この物語の事実性をめぐる議論であった。フリートによれば、中世の口承世界に生きた歴史

叙述者の思考を規定していたのは、「そもそも過去に何があったのか」(ランケ)ではなく、「そもそも過去は『現在』にとっていかにあるべきか」という主観的・理想的歴史認識であった。事件から半世紀以上もの時を経てコルヴァイ修道士が書き留めた情景もまた、あくまでも彼、すなわちザクセン人貴族の生きる『現在』の歴史的・伝統的正当性の境位から、主として口頭伝承に依拠しつつ想起され、彼らの望む理想的歴史像へと再構成された過去の変容した姿である。その目的は、「過ぎ去った時代と事件に関する客観的で事件に忠実な再構成というよりは、むしろ過去を正当化することによる現在の根拠付け」へと大きく傾斜していた。「誤りに満ち溢れた構築物」としての『ザクセン人の事績』は、一〇世紀初頭の事件史を再構成するための実証的史料というよりは、まず第一に、一〇世紀後半における集团的記憶と支配観念との関係性を分析するのに好適な史料と位置付けられねばならない、というのである^③。

政治観念史に基づくボイマンの古典的研究^④の成果を根底から覆し、研究史を新たに画するフリートの脱構築化への挑戦は、当然ながら賛同と同時にアルトホフとケラーを初めとする多くの研究者の批判を惹起することになった。特にオットー朝史の「重要証人は信頼に値する」^⑤と反論する前者は、歴史叙述の実践的・機能的目的性を重視し、作品の傾向性を執筆意図——皇帝不在の留守を預かる皇女マティルデ個人に向けた、自律的な政治的行動を可能とするための歴史の指南書——から解明しようと試みた。論争は現在も進行中であり、現実に残した歴史的『事実』は、幾重もの「記憶のヴェール」に包み込まれたままである。

確かに、個々の『事実』は、「記憶」のフィルターをくぐり抜け

て着色あるいは濾過されることで初めて、ナラティヴとしての「物語」あるいは「伝説」へと変容していく。「記憶」の主たる媒体が口承である場合は、この傾向は著しく加速される。しかしながら、先に『ザクセン人の事績』を訳出した筆者は、無文字社会の口承文化を主たる素材とする人類学的方法論を、教養語としてのラテン語を駆使し、時には「伝説」・「風聞」と批判的に対峙し、「真実」(第一卷二章、三五章、第二卷二五章、第三卷七四章)を自覚的に追求する「文人 (literati)」に対して、はたしてそのまま適用可能なのか、という素朴な疑問を抱いている。

もともと、本稿で取り上げるのは、第一卷二五・二六章ではない。それに先行する二二章、「ハインリヒ、司教ハットー、伯アードルベルト」である。グリム兄弟の『ドイツ伝説集』にも「アードルベルト・フォン・バーベンベルク」(第四六二話)、「大公ハインリヒと黄金の首飾り」(第四六三話)として採録された、典型的な「伝説」の一つに数えられる^⑥。しかし、一見したところ「創作された民衆たちの風聞」(後述六頁)としか思えない寓話的ストーリーの核心部分の中に、時に歴史上の『事実』が潜んでいることもある。本稿の課題となるのは、この「物語」ないし「伝説」のテクストの中に、過去に実際に起きた事件が投影された姿を読み解く作業である。

ただし、本稿は、フリートの「記憶史論」の妥当性そのものを議論の俎上に載せることを意図するものではない。自説への有力な反証材料を提供する二二章の歴史的背景について、フリート自身が真正面から踏み込むことを回避しているからである^⑦。むしろ、筆者が目指すのは、関連史料を比較検討することを通じて事件の本来

の実像を可能な限り再構成し、それをコンラートとハインリヒの衝突、そして前者から後者への王位委譲という歴史的文脈の中に位置づけることにある。

考察に先立ち、『ザクセン人の事績』の成立過程について一言しておく。『事績』は三巻から構成される。第一巻は、ザクセン人の起源から国王ハインリヒ一世の死去（九三六年）まで、第二巻は、オットー一世の国王登位から妻エディットの死去（九四六年）まで、第三巻は、本来は叛乱者ヴィヒマンの戦死をもって終わっていたが、後にオットーの死去まで補足された。現存する五点の写本は、作品の段階的成立過程に対応する形で、三系統に分類される。

「修道院本」（B稿）：九六七／六八年に第三巻六九章のヴィヒマンの戦死（九六七年九月二一日）をもって一旦締め括られた初稿。ヴィドゥキントはその後、オットーの死去（九七三年五月七日）までの事件を七〇／七六章において概観的に追記した。「献呈本」（A稿）：B稿の第三巻六九章までの叙述に各巻冒頭の献呈辞を添えて、九六八年に皇帝オットーの娘のクヴェトリーンブルク女子律院長マティルデに献呈された改訂稿。献呈用の補筆を含む他、テキストの簡略化、削除、補足、字句の改訂が施された。「完結本」（C稿）：第三巻七六章をもって終結したB稿に、同じく簡略化、削除、改訂を施した完成稿。なお、本稿で取り上げる第一巻二二章は、三系統の稿本のテキスト間の相違が最も顕著な箇所である。

一 「裏切られたアーダルベルト」

先行する二一章では、最後の東カロリング国王ルートヴィヒ四世

（幼童、在位九〇〇―一二年）が、九一一年に早世した後に新国王に選出されたフランク人のコンラート一世（若、そして、翌九一二年にザクセン人の「大公」オットー（貴顕）の後継者となった息子のハインリヒ、この二人のライヴァル間の対立、そして前者による後者の暗殺計画（九一三年）への展開が、ハインリヒ側の視点から綴られる（後述八頁）。

問題の二二章は、ルートヴィヒ、コンラート両国王側近のミンツ大司教ハットー（在位八九一―九一三年）の奸計の物語である。王家と対立する二人のライヴァル、すなわちバーベンベルク家の伯アーダルベルトの捕縛・処刑事件（九〇六年）、ハインリヒの暗殺未遂事件（九一三年）の二部から構成される。いずれもハットーが主導した謀議であるが、叙述は前段の事件が起きた九〇六年まで一旦遡ることになる。「修道院本」から引用する（「献呈本」も同一テキスト）。

伝えられるところによれば、この任務を担うのに最も適任の者として、国王（ルートヴィヒ）は、ハットーという名のマインツの司教を側近くにもっていた。その氏素性は不明であるものの、鋭い理解力を有していた。彼の助言が賞賛と叱責のいずれに値するのかわ、判断はかなり難しいところである。彼のある行いは、そのことを良く示している。コンラート（大）、すなわち国王コンラートの父と、アーダルベルト、すなわちその姉妹を通じてハインリヒの親族との間に戦闘が起きた際、まず最初にアーダルベルトの兄弟が殺害された。次いで、その兄弟の報復のために、アーダルベルトによ

ってコンラートが殺害された。諸王の誰一人として当時、これら有力者間の激烈な争いを鎮めることは出来なかった。

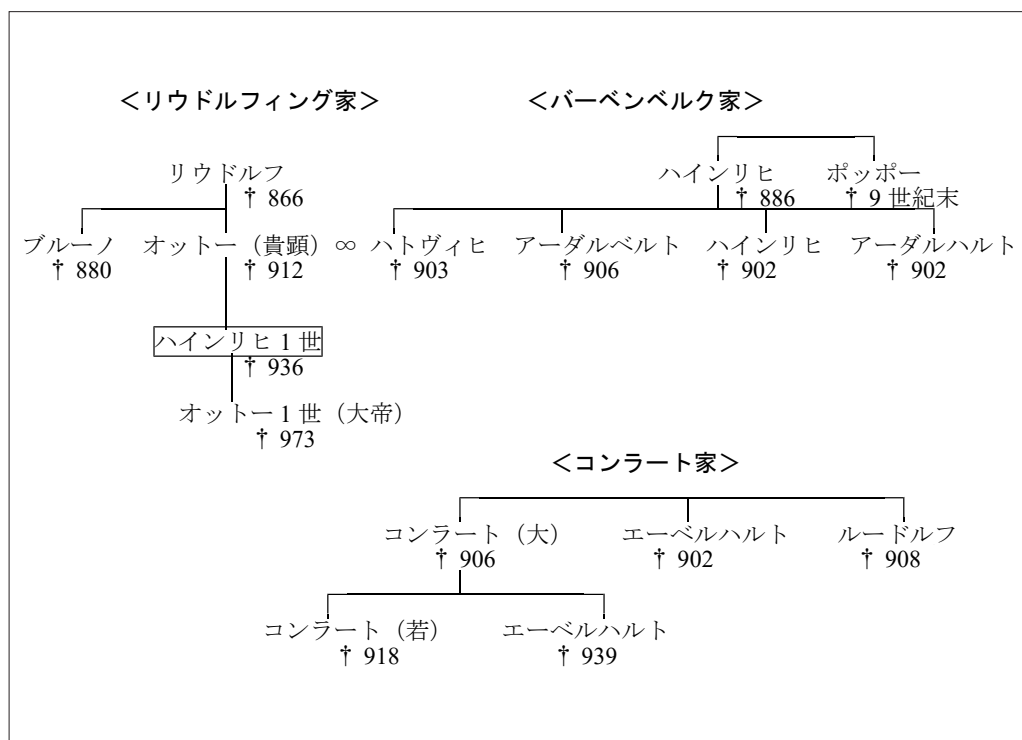
最後に、深刻な争いを調停するために最高位の聖職者（マインツ大司教ハットー）が派遣された。この者は、アーダルベルトの城に足を踏み入れると、一つの誓約を立てた。それは、彼のために国王（ルートヴィヒ）との和平を実現させるか、さもなければ彼を無傷でその住居に連れ戻す、というものであった。アーダルベルトは、この契約に同意し、そのうえで忠誠と友好のためにささやかな食事を提供することを申し出た。かの者はこれを断り、直ちに城を出立した。ところが、従者全員と共に城邑を後にした時、伝えられるところによれば、次のように呼ばわったという。「ああ、人はしばしば、一度は断ったものが後になって再び提供されるならば、それを所望したくなるものだ。あまりに長い道程と夜更けの時間は、余を疲れさせる。我々は、空腹のままで一日中旅することは出来ないのだから」。アーダルベルトは、喜んで司教の膝の前に腰を屈め、城に戻って食事を摂るよう切に請うた。司教は、アーダルベルトと共に再び城に戻った。ところで、司教の考えによれば、自らはそのことで誓約した義務を果たしたことになる。なぜならば、司教は実際のところ、彼を無傷でその住居に連れ戻したのだから。その後、アーダルベルトは、司教によって国王ルートヴィヒに引き渡され、有罪の判決を下された後、処刑されてしまった。

一体、かかる不誠実以上に恥すべきことが他にあるだろうか？ しかし、それはともかくとして、かの者の処刑によっ

て、多くの者の命が救われたのもまた事実である。争いに終止符を打ち、平和を回復したかの助言以上に良いものは、はたして他にあるだろうか？。

歴史的背景となっているのは、八九七年から九〇六年にかけて「フランク人とザクセン人の分国」⁸⁾を舞台に繰り広げられた「バーベンベルク・フエーデ」である⁹⁾。ライン・フランケン地方に勢力を張り、国王ルートヴィヒの母の出身であるコンラート家の惣領の伯コンラート（大）は、マイン・フランケンを権力基盤とするバーベンベルク家との間に一〇年に及ぶ凄絶な私闘を繰り広げた。バーベンベルク家の三兄弟のうちハインリヒとアーダルハルトは、九〇二年の戦闘で戦死ないし処刑された。コンラート側でも、弟エーベルハルトが斃れている。一人残されたアーダルベルトは、翌九〇三年、コンラートの弟のヴェルツブルク司教ルードルフ（在位八九二―九〇八年）、およびエーベルハルトの寡婦と子供たちを所領から駆逐・追放した。さらに、アーダルベルトは九〇六年二月二七日、フリッツラー近郊の戦いで、コンラートを倒すことに成功した。その後、アーダルベルトは、国王ルートヴィヒによってトリブールの王宮に召喚されたが、出頭を拒否した。しかし、同年九月九日、アーダルベルトは、ついに国王の命で捕縛され、処刑された。所領は没収され、高位の貴族に分け与えられた。なお、ハットーも、二年後の九〇八年にヴェルツブルク近郊の土地を国王から得ることで、分け前に与っている（DLdK 60）。

さて、「バーベンベルク・フエーデ」を最も詳細に伝える同時代史料は、前プリュム修道院長レーギノ（九一五年歿）の『年代記』



(九〇八年成立)である。彼は、国王側の視点に立ちつつ、事件の責任を二つの「裏切り」に帰する。まず、国王軍が、アーダルベルトの立て籠もるマイン河畔の城塞テレスを包囲した際、「あらゆる悪行において常に行動を共にしてきた仲間」の伯エギノが離反し、郎党全員とともに国王側に寝返った。次いで、アーダルベルトが国王を「狡猾な術策 (*callida argumenta*)」によって欺くべく、率先して城塞を包囲軍に明け渡し降伏したものの、この「悪巧み (*fraus*)」は味方のさらなる裏切りによって露見し、裁きにかかれ処刑された、というのである⁽¹⁰⁾。いずれもアーダルベルトを裏切ったのは、味方の所業であったとされ、ハットーへの言及はない。また、アーダルベルトが服従するに至った経緯についても沈黙している。

「しかし、この沈黙がハットーとバイエルンの伯を擁護する目的に発することは、まったく明白である。何故ならば、アーダルベルトが結果的に実行に移した行為とは、他ならぬ自ら進んでの「城塞の」明け渡しなのであって、それは他の事例が物語っているように、それに先行する交渉を前提とするものだからである」(カンブ)⁽¹¹⁾。実際のところ、レーギノは、同じ九〇六年に著名な『ゼント裁判事件に関する二巻の書』を問題のマインツ大司教本人に、『年代記』も国王後見人の一人であるアウクスブルク司教アーダルベロ (在位八八七―九〇九年) に献呈するなど、国王宮廷と極めて近い関係にあり、ハットーらの関与を意図的に隠蔽したとしても不思議はない⁽¹²⁾。

これに対し、シュヴァーベン地方で九一二年以降に成立した『ロップ編年誌』は、「ハインリヒの息子アーダルベルトは、司教たち

の偽りの誓約 (*ficta fides episcoporum*) によって欺かれ、斬首に処せられた」と記すことで、国王側の高位聖職者の関与を匂わせている⁽¹³⁾。マインツ大司教が、テレスを包囲する国王の側近くにいたことは、九月二日にバンベルク近郊で発給された証書 (Ldk 48) 中で執り成し人として登場することから確実である。

以後半世紀の間、史料は黙して語らない。ハットーの『二枚舌』とアーダルベルトの悲劇について初めて、しかもコルヴァイ修道士よりはるかに饒舌かつ劇的に活写したのは、リウトブランド (九二〇年頃—七二年頃) である。九五—五五年の間にハインリヒの後継国王オットー一世 (在位九三六—七三年) の側近に迎えられ、九六一年にクレモナ司教位に就いたランゴバルト人が『報復の書』を著したのは、『ザクセン人の事績』に先行する九五八—六二年の間であった⁽¹⁴⁾。ただし、その第二巻六章の叙述には、先行する「バーベンベルク・フエーデ」への言及はない。描かれているのは、悪知恵の限りを尽くす「謀略家」と「偉大なる勇者 (*magnus heros*)」、二人の真正面からの対決ドラマであり、経験と狡知において一枚上手の前者の勝利をもって物語は終わる。そこには、コルヴァイ修道士が、叙述の締め括りに『ヨハネの福音書』(一八・一四) に基づき省察した、多数の救命のための一人の犠牲の是非をめぐる道徳的議論は欠落している⁽¹⁵⁾。

もともと、そのヴィドゥキント自身は、後年「完結本」において、この物語をすべて削除し、後段の中途部分 (後述九頁) に次の文章を挿入した。「伝えられるところによれば、このアーダルベルトは、かつて同じ司教によって誠実に受け入れられたが、その助言により欺かれたという。しかし、それについて、我々は不確かであ

り、断言することは出来ない。むしろ、創作された民衆たちの風聞 (*vulgi rumor*) と見るべきであろう」と。

さて、以上の各史料の証言を比較してみると、ハットーの関与はともかく、アーダルベルトの捕縛・処刑に際して、人々の記憶に残るようなスキャンダラスな裏切り劇が実際にあったことは間違いないようである。アルトホフの紛争解決論によれば、政治的服従儀礼は、まず仲介者を調停役として「密室」での当事者間の合意形成によって利害対立を調整・統御し、次いで「公の場」(王国・宮廷会議、教会会議) において儀礼・象徴・演出・身振り——例えば、贖罪服、裸足、落涙、悔悟等々——の演出を駆使して劇場的に可視化するという形式を踏んだ。その結果、統治者に対し一度は叛旗を翻した者でも、「お慈悲 (*clementia*)」に免じて罪を赦されるのが当時の紛争解決の常道であった。後代の史料であるが、シュヴァーベンのライヒェナウ修道士ヘルマン (一〇一三—五四年) は、死の同年まで綴った『年代記』において、アーダルベルトが国王の元に召還された時、彼は「契約への期待 (*spes pacionis*)」を抱いていたと伝えている⁽¹⁶⁾。それ故、本来「平和の仲介者」としての任務を託されたはずの高位聖職者が、「忠誠と友好 (*fidei gratia et amicitiae*)」に基づき自発的に服従しようとする者を、偽誓を弄して裏切ったことは、不文律に違反する「不誠実 (*perfidia*)」そのものを意味したのである⁽¹⁷⁾。

加えて、ハットーの『二枚舌』と、キケロー『義務について』第三巻三二章の逸話の類似性も指摘されている。カンナエの戦いに勝利したハンニバルは、ローマ元老院との間の捕虜返還交渉に際して、交渉が成立しない場合カルタゴ軍に戻るとの誓約を一〇人の捕

虜に立てさせたうえで、ローマに送還した。元老院の了承をとりつけられなかった九人は、約束通り陣営に戻ってきた。しかし、「一〇人中一人だけが、陣営を出たあと少しして忘れ物をしたと装って一度戻っていたため、ローマへとどまった、という。その者は、陣営に戻ったことで自分が誓約から解放された、と説明をつけたのである」⁽¹⁸⁾。故郷のパヴィーアでトリウィウム（文法、修辭、弁証）を修めたりウトブランドは、ローマ共和政末期の文筆家の諸作品に精通していた⁽¹⁹⁾。ただし、利用作品中に『義務について』は見い出されない。

いずれにせよ、「創作された民衆たちの風聞」というよりは、むしろ事件以降半世紀の間に、裏切りと偽誓によって欺かれた初代国王ハインリヒの叔父について、今や勝者となったオットー朝の宮廷周辺で創作・喧伝された「伝説」と考えるのが妥当であろう⁽²⁰⁾。ハットーが実際に黒幕として暗躍し、国王ルートヴィヒの義兄のロートリンゲン国王ツヴェンティボルト（在位八九五―九〇〇年）を失脚へと追い込んだ過去があることは、かのレーギノが示唆している⁽²¹⁾。後代の史料であるが、ザンクト・ガレン修道士エッケハルト四世（一〇〇〇年以前―五七年頃）の『聖ガルス修道院史』（一〇三五―五七年頃成立）も、彼の『陰謀癖』と老獪さについて、愉快なアネクドットを長々と綴っている⁽²²⁾。ヴィドゥキントは、こうしたネガティブなハットー像を核として宮廷周辺で形成・脚色された物語に、リウトブランドには欠けるキリスト教的モラルの省察を加えつつ、新たに書き留めたのであろう（コルヴァイ修道士によるキケロー、あるいはリウトブランドの利用は確認されない）。

宮廷筋を起点とする伝説は、その後巷間の口承世界において語り継がれたのみならず、いわば「ハットーの歌」としても流布していた。エッケハルトは、「それについて書き記すことは省略する。何故ならば、民衆たちの間で至る所で語られかつ語われているのだから」と述べている。中世最大の歴史家と呼ばれるフライジング司教オットー（一一二一年頃―五八年）の『年代記』（一一四三―四六年成立）も、それが謡われるのを「民衆に伝わる形で今日もお四つ辻や宮廷で耳にする」と証言している。オーストリア辺境伯家門の（新）バーベンベルク家に生まれた司教は続けて、自らの遠き祖先と見なすアーダルベルトの非業の最期の原因を作ったマインツ大司教を、同じ聖職者の立場から指弾するのである⁽²³⁾。

二「黄金の首飾り」

東ザクセンと北テューリンゲンを本拠地とするリウドルフインゲ家のオットー（貴顕）は、アーダルベルトの姉妹ハトヴィヒを妻に迎えていたが、この私闘に直接加わることはなかった。翌九〇七年には、コンラート（大）と並ぶもう一人の重要な国王後見役が死去した。バイエルン地方の頭領的大貴族（*brincks*）のルイトボルトが、ブラティスラヴァ近郊でのハンガリー人との戦闘で壊滅的敗北を喫し、戦死したのである。この結果、王家の權威を梃子に家門闘争に勝利したのみならず、ライヴァルの死によって最大の實力者となったコンラートの同名の息子（若）は、マインツ大司教と提携して、なお幼少の国王を排他的に影響下に置くことに成功した。そして、四年後のルートヴィヒの早世後、キングメーカーのハ

ットーの後押しを得て、コンラート一世として後継王位を襲うことになるのである。もともと、ルートヴィヒが九一年九月二四日に死去する直前の七月か八月、ロートリンゲン地方の有力貴族は離反し、西フランク国王シャルル三世（単純、在位八九三／九八—九二三年）に鞍替えしていた。コンラート家が同地方に多大な権益を有していたこともあり、新王権は、この甚大な喪失によって出鼻を挫かれることとなった。

翌九一二年一月にオットーが死去すると、息子のハインリヒがリウドルフフィンゲ家の惣領となった。この時期、コンラートとハインリヒとの間をいかに張り詰めた緊張関係が支配していたか、先行する第一卷二一章からコルヴァイ修道士の言葉を引く。

さて、祖国の父にして偉大なる大公オットーが亡くなる
と、全ザクセンに及ぶ大公位を貴顕にして光輝ある息子ハイ
ンリヒに遺した。……国王コンラートは、新大公の勇敢さに
ついて何度も聞き及んでいたので、亡父の権力すべてを息子
に譲与するのを躊躇した。そのため、国王は、全ザクセン人
の軍隊の憤激を惹起することとなったのである。それにも拘
わらず、国王は、上辺では偉大なる大公の賞賛と栄光のために
多くの言葉を継いで、彼により多くを与え、枢要な地位をも
って大いに高める所存であると約束した。ザクセン人はしか
し、この種の見せかけを気に留めることなく、むしろ自らの
大公に対して助言した。もし、国王が自発的に父の地位をも
って彼に榮譽を授ける意志がないのならば、彼は、国王に逆
らってでも望みのものを得ることが出来る、と。国王は、自

らに対するザクセン人の表情がいつもより暗くなり、かつ正
面切つての戦闘では彼らの大公を打ち負かすことが出来ない
のを見て取ると——なぜならば、大公には勇敢な戦士集団と
数え切れないほど多数の軍隊が備わっていたから——、今度
は奸計を巡らして彼を殺害せんと企てたのであった。

続く二二章の前段のアーダルベルトの捕縛・処刑（九〇六年）の
物語は、それと一部パラレルな筋立てを有する第二の「奸計」の物
語（九一三年）への橋渡しし、前奏曲として機能しているにすぎな
い。次に引く二二章の後段は、クロノロジーに則するならば二一章
に直接接続する。

同じ機転をもって司教は、最高の御慈悲によって我々だけ
に授けられた男に向かった。すなわち、彼のために黄金の首
飾りを制作させる一方、多くの贈り物によって敬意を表する
べく、彼を饗宴へと招待したのである。この間、司教は、仕
事ぶりを観察するために金細工師のところに足を運んだが、
首飾りを見た時、伝えられるところによれば、大きく溜息を
吐いたという。金細工師は、溜息の理由について尋ねた。司
教は答えて言った。この首飾りは、自らにとって親愛にして
傑出した男、つまりハインリヒの血によって濡らされねばな
らぬのだ、と。金細工師は、聞いた言葉を押し黙ったまま口
外することなく、作品を引き渡した後で旅のための暇^{いとま}を請
うた。それを得ると、この時ちように贈り物のため旅路に就
いていた大公を途中で出迎え、聞いた言葉を伝えた。大公は

大いに立腹し、招待の件でかねてより到来していた司教の使者を呼び出すと言いつ放った。「行け、そしてハットーに言うのだ。ハインリヒは、アーダルベルトよりも丈夫な首はもっていないし、我々の多数の従者によって彼を煩わせるよりも、彼にいかにか奉仕すべきか、そのことについて居所に留まって協議する方が、我々は理に叶っていると考える、とな」。

そして、直ちにハインリヒは、全ザクセンとテューリンゲン人の地方にある、かの者の所領すべてを占拠した。また、ブルヒャルトとバルドーを攻撃し――両者のうち一人は国王の義兄弟であった――、数度に及ぶ戦闘で勝利を収めた。その結果、両者は国を去り、彼は、二人の全所領を戦士たちに分け与えた。自らの奸計が潰えたのを見たハットーは、ひどい苦しみと病気に悩まされた挙げ句、数日後に死去した。別の人々が語るところによれば、天から落ちた雷に打たれ、一撃によって麻痺し、三日後に亡くなったという。

以上は「修道院本」からの引用である（「完結本」も挿入文（上述六頁）以外は同一テキスト）。ところが、コルヴァイ修道士は、「献呈本」ではハットーに対する名指しでの批判を全面的に削除し、大司教の不名誉となる所業については沈黙を貫こうとした。コルヴァイ修道院を監督し、軋轢にも事欠かないマインツ大司教（第二卷三七章）への配慮、特に献呈時の大司教ヴィルヘルム（在位九五四―六八年、第三卷七四章）が、コルヴァイ修道士が国王への執り成しを切望する被献呈者の皇女マティルデ（第一卷三四章）の義兄であったことから、慎重な姿勢を余儀なくされたのである。

う²⁴。ただ、注目されるのは、金細工師が大公を途中で出迎えた場所が「献呈本」では「カッセルと呼ばれる地の近くで」と補筆されている事実である。

以上の「大公ハインリヒ暗殺未遂事件」を一読して最初に疑問に感じるのは、ハットーの暗殺計画において「黄金の首飾り」に帰せられた役割である。事件の顛末も、にわかには理解し難い。何故ハインリヒは、ハットーらのテューリンゲンの所領を占拠せんとしたのであろうか。否、そもそも、この物語は、歴史的「事実」なのか、それとも口承世界で語り継がれた「伝説」なのか。

「僧服を纏った吟遊詩人」²⁵の信憑性問題に関して、圧倒的多数の研究者は「伝説」の側に与する。しかし、かのランケは、『世界史』において既に次のように鋭く指摘していた。「しかしながら、事実はその受け入れて良いであろう。念頭にあるのは、かの宮廷への招待とそれに対する拒絶のことである。物語の核心と付け足し部分を分離するのは難解な課題であるが、だが、それを蔑ろにしてはならないのだ」²⁶。爾来この課題に挑んだのは唯一人、エルトマンのみである（一九四一―四三年）。以下、彼の研究をベースに、近年のハールレンダーの再論（二〇一三年）、および関連研究の成果も盛り込みつつ、「黄金の首飾り」の物語の歴史的背景を再構成していく²⁷。

もっとも、この物語は、「裏切られたアーダルベルト」の物語とは異なり、ヴィドゥキントしか伝えていない。比較・検証可能な他の史料が存在しない以上、その真偽の論証は最終的には不可能であることを断っておく。

なお、その前に解決しておきたい問題がある。ハットーは、どの

ようにしてハインリヒを亡き者とするつもりだったのか？ 大方の研究者の共通認識として、黄金の首飾りについての刊本の編者ヒルシュの注記を挙げておく——「自然に狭まり、括^レられた者を徐々^ニに窒息させる力を有する、そのように民衆信仰が見なしていた鎖の一つであろう」。しかし、史料でこうした民衆信仰と覚しき類例が確認されるのは、はるかに後、すなわち一五世紀後半以降のことであつて、それ以前には皆無である²⁸⁾。

また、この場合窒息による絞殺が前提とされているが、それは「この首飾りは……ハインリヒの血によつて濡らされねばならぬのだ」という斬首を示唆するハットーの言と明らかに矛盾する。絞首刑は当時、盗人や放火犯あるいは異教徒などに科せられる恥すべき「不名誉刑」であつた。ヴィドゥキントも、ハンガリー人の処刑に關連して二度言及している——「悪しき野獸の如く首を絞められて殺されるよりも」（第三卷四六章）、「それに相應しい恥すべき死に方で罰せられた。縛り首による処刑であつた」（同四八章）。

「ハインリヒは、アーダルベルトよりも丈夫な首はもつていない」という言も、絞殺とは結び付かない。アーダルベルトは、貴族たる者に相應しい処刑法、すなわち斬首刑に処せられたのであり、自分がその二の舞となるのは御免であるとの意である。実際、リウトブランドの『報復の書』の他にも、『ザクセン人の事績』を直接利用したメールゼブルク司教ティートマル（九七五／七六一〇一八年）の『年代記』（二〇一二一八年成立）、あるいはフラインジング司教オットーの『年代記』では、アーダルベルトの「斬首」について明言されている²⁹⁾。

要するに、「黄金の首飾り」は、あくまでも大司教が大公を宮廷

の饗宴の場——恐らくはマインツ——へと誘き寄せるための口実として用いた「贈り物 (*munera*)」であつたにすぎない。黄金の首飾りが高貴な身分の戦士を象徴する装飾品と見なされていたことは、第二卷一章におけるハインリヒの息子のタンクマルに關する叙述からも窺える。それ故、この物語において首飾りは、斬首によつて血塗られた首のメタファーであると同時に、大公の顔を知らない配下の刺客が、殺害相手を選定するための目印としての機能も担つていたと考えられるのである。

三 リウドルフイング家、コンラート家、マインツ大司教

それでは、マインツ大司教（および彼と提携したコンラート家）、そしてザクセン大公の両者は、いかなる事情から敵対するに至つたのであろうか。それは、既にヴァイツが指摘したように、テューリゲン地方の權益をめぐる長年の確執である³⁰⁾。国王コンラートの同名の父（「大」）とハインリヒの父オットー（「貴顕」）の時代まで遡つて、歴史的経緯を跡づけてみる。

在地の有力貴族を欠く同地方は当時、隣接する東フランケン、ヘッセン、それにザクセンの有力貴族及びマインツ大司教が権力拡張のために虎視眈々と狙いを定める草刈場と化していた。すなわち、八七〇年代後半以来バーベンベルク家のポツボー（＝アーダルベルトの叔父）が、ソルブ辺境の軍事指揮官としてテューリゲンの頭領的大貴族の地位にあつた。しかし、八九二年、ルートヴィヒの父の国王アルヌルフ（在位八八七—九九年）によつて罷免され失脚した。後を襲つたのは、隣接するヘッセン地方に勢力を張るコンラー

トである。同年には、弟ルードルフもヴェルツブルク司教に擁立されている。コンラートは、程なくしてその地位を譲ったが（八九五年以前）、テューリングンにおける影響力は引き続き保持された。

後継の辺境伯位を得たブルヒャルトは、コンラート家と提携するテューリングンの在地貴族で、ヴィドゥキンツの伝えるブルヒャルト・バルドー兄弟の父と推定される⁽³¹⁾。

九〇八年八月三日、そのブルヒャルトは、ザクセンに侵入したハングリー人との戦いで殺害された。ヴェルツブルク司教ルードルフ、そして二年前にアーダルベルトを裏切った伯エギノも同じ運命を辿った。この事件を機に生じた権力の空隙につけ入るべく最初に動きを見せたのが、ルートヴィヒの国王登位、そして「バーベンベルク・フェーデ」以降、政権の中枢から遠ざけられていたリウドルフ・フィンク家のオットーである。

ヴィドゥキンツは、先行する一六章でオットーの兄のブルーノが「全ザクセンに及ぶ大公権 (*ducatu totius Saxoniae*) を有し」ており、その地位は、彼が八八〇年にデーン人に対する戦いを前に事故死した後、弟によって世襲された、と述べていた。しかし、これは後代の視点から誇張された過激な正当化であって、王権によって認知された「大公」の官職は当時まだ存在しなかった⁽³²⁾。リウドルフ・フィンク家の家領は、東ザクセンと北テューリングンに限定されており、伯職は意外なことにザクセンには見い出されない⁽³³⁾。それ故、同家の出自をテューリングンに求める仮説も提起されている程である⁽³⁴⁾。なお、オットーの息子のハインリヒは、九〇六／〇八年頃に最初の妻を迎えた。ヴィドゥキンツはその名を明記していないが（第二卷九、一章）、ハテブルクは、テューリングンのメ

ールゼブルクに豊かな所領を有する貴族エルヴィンの娘であった⁽³⁵⁾。

オットーの伯職として確認されるアイヒスフェルト（八九七年）と南テューリングガウ（八七七年）も、やはりテューリングンに位置する。加えて、彼は、国王アルヌルフの後押しを得て、八九七年頃に北ヘッセン地方のヘルスフェルト修道院の俗人修道院長位をも獲得し、同院が有する広大な所領をその用益に供していた⁽³⁶⁾。同院は、「ゲルマニアの使徒」ボニファティウスの弟子で、第二代マインツ大司教となったルル（在位七五四―八六年）によって私有修道院として建立された。七七五年にカール大帝の保護下に置かれることで帝国修道院になり、歴代フランク国王、有力貴族からヘッセン・テューリングン地方の多大な寄進を得た。九世紀初頭に作成された目録によれば、同院の修道士は一五〇名を数えた⁽³⁷⁾。各地に分散する総計約一万八千ヘクタールの所領では、五〇〇〇名以上の農民・隷属民が生活していたと推定される。その所領全体の実に四分の三以上が集中していたのがテューリングンである⁽³⁸⁾。これらの人と土地の相当部分は、俗人院長個人の直接支配に服しており、その重要な権力基盤を構成していたのである⁽³⁹⁾。

ブルヒャルト戦死から二ヶ月後の九〇八年一〇月五日、一五歳の国王ルートヴィヒ——事実上は幼王の後見役のマインツ大司教と次代の国王コンラート（若）——はトリブルにおいて、「尊ぶべき院長オットー」の誓願と「傑出した大司教にして余の霊的父たるハットーの執り成し」に基づき、「ヘッセンガウのコンラートの伯領に位置する」ヘルスフェルト修道院に対し、インムニテート、院長の自由選挙、所領の自由な処分権を認める証書を発給した (Dik)

③。規定の中で特記されるべきは、院長の自由選挙が認められる場合として、オットーの死後のみならず生前の退位の可能性に言及したうえで、俗人・外部の聖職者に加えて「このオットーの家系に属するいかなる者も」今後院長位に就くことを禁じたことにある。

このまったく異例とも言うべきリウドルフ・フィンク家側からの院長職の完全放棄の裏には、当然ながらその見返りがあつたはずである。

それは、ブルヒャルトがテューリンゲンに有していた諸権限、あるいは同院がテューリンゲンに有する多大な所領を、オットーの院長の退位後、あるいは少なくとも死後に息子のハインリヒに譲渡するという内々の約束であつたと考えられる^{④〇}。

翌九〇九年、ハインリヒはハテブルクと離縁して、マティルデを新たな妻に迎えた。彼女は、かつてザクセン戦役でカール大帝に頑強に抵抗したザクセン人貴族ヴィドゥキンントの後裔、イメディング家の出であつた。ヴェストファーレン地方の名家との結び付きを深めたのは、父オットーのヘルスフェルト修道院長位の喪失に伴う損失を少しでも穴埋めするためであつたのかもしれない^{④一}。

三年後の九一二年一月三〇日、そのオットーがついに死去した。後に、大帝と呼ばれることになる同名の孫が生まれて八日後のことであつた。後継者となつたハインリヒは、父が既に有していたテューリンゲンの伯職・封の世襲の承認と並んで、ヘルスフェルト修道院長位放棄の見返りである諸々の権限・所領の譲渡に関するかつての約束の履行を、一年前に国王に就位していたコンラートに要求したのであろう。

以下、コンラートの巡幸路を、国王証書に即して再構成しながら、ヴィドゥキンント第一卷二一、二二章の叙述との異同を探ってみ

る。対象時期は、物語が展開されるオットーの死去（九一二年一月三〇日）から、ハットーの死去（九一三年五月一五日）までの半年間となる。

九一二年一月二八日、国王は、ライン河畔のヴァイルブルクにおいて、同地の聖ヴァルブルギス律院に所領を寄進した（DKoI 113）。ヴェッテラウ地方は、コンラート家の家領が集中する権力基盤の一つであり、同院には六年前に戦死した父の亡骸が埋葬されている。二日後のオットー死去の報は、それから間もなく国王の元に届いたのであろう。年末の降誕祭をどこで祝したかは不明である。

その後国王宮廷は大きく北上し、ハインリヒのお膝元であるザクセンの地へと足を踏み入れた。九一三年二月二日の聖母マリアのお浄めの祝日を祝したのは、コルヴァイ修道院においてであつた。翌三日には同院宛証書を発給している（DKoI 14）。同院への国王訪問は、八八九年に二代前の国王アルヌルフが到来して以来、実に二四年振りの出来事であつた^{④2}。ヴィドゥキンントは、第三卷第二章で院長バーヴォ（在位九〇〇—一六年）が、「国王コンラートの御前で、ギリシア語の書簡を読み上げた」ことを伝えているが、それはこの訪問時のエピソードである。先に引用した二二章が伝えるコンラートとハインリヒ間の交渉とその頓挫、そして国王による暗殺計画の展開（上述八頁）もまた、この時期の出来事に属する。

その後、国王宮廷は向きを南に転じ、ヘッセン地方に入った。二週間後の二月一八日、コンラートは、今や院長空位となつたヘルスフェルト修道院に対して証書（DKoI 15）を発給した。その内容からは、この間にハインリヒとの交渉が決裂に終わっていたことが窺える。同院は、五年前の「尊ぶべき大公オットー」の院長時代に、

「気高き大司教ハットーと当時は大公であった余」の執り成しに基づき認められた院長の自由選挙権他をあらためて安堵された⁴³⁾。一方、故院長の息子の同意とその処遇については、一言も触れられていない。証書の発給地は、王宮所在地のカッセルである(一)⁴⁴⁾。「献呈本」は、饗宴に向かう途次のハインリヒが金細工師と遭遇し急遽東に向かった場所を、「カッセルと呼ばれる地の近くで」と明記していたことを想起されたい。



コンラート1世の巡幸路：912年末～913年春
(Baumgärtner, Kassel 913 (注44), S.13 を基に作成)

以上の一連の情報を組み合わせると、コルヴァイから南下してきた国王コンラート、大司教の招待を受けてマインツへと向かうハインリヒ、その彼に身の危険を通報すべく旅に出た金細工師——大司教配下の親ハインリヒ派の家来(？)——、三者の経路は奇しくもカッセルで交錯していたことになる。「カッセルへの言及と、同地からテューリンゲンへと転じたことの一致は、大いに目を惹くものである。例外的な偶然を想定しない限り、ヴィドゥキントは、この点でも信頼に値する情報を提供していることを認めねばなるまい」(エルトマン)⁴⁵⁾。

コンラートとハインリヒの直接会見が、コルヴァイ、カッセルのいずれで行われたのか、あるいは二度に及んだのか、それは定かではない⁴⁶⁾。ハットーが国王と行動を共にしていたのか否かも、想像の域を出ない。確かなのは、先に引用したヴィドゥキントの二一章の一節、「国王コンラートは、新大公の勇敢さについて何度も聞き及んでいたので、亡父の権力すべてを息子に譲与するのを躊躇した」が、この間の交渉を指していることである。ハインリヒの報復を恐れたコンラートが陰謀を企てたのは、(仮にそれが「事実」であるならば)遅くともカッセルでの会見前後の時期となる。

次にコンラートの姿が確認されるのは三月一二日、場所は、ローリングゲン奪還遠征のために滞在したエルザスのシュトラースブルクである。ハットーも行動を共にしている。彼は、同地で発給された証書(DKo117)の中で、「三名の執り成し人の先頭に名を連ねている。亡くなるのは、各種の「死者祈念の書」^{ネッコロヒッ}によれば、二月後の五月一五日である。「修道院本」が伝える悶絶死ないし突然死の真偽の程は不明である⁴⁷⁾。

以上が「マインツ大司教ハットーの奸計」の物語について、史料的に論証可能な歴史的背景である。ハインリヒが金細工師の機転により一命を取り留めたというストーリーは、「伝えられるところによれば (veritas)」という文言が示唆するように、事件後半世紀の間に民衆の口承世界で付加された創作であろう。むしろ、重視すべきは、ヴィドゥキントが伝えるそれ以外の歴史的状況——ランケの言う「物語の核心」——が、再構成された国王巡幸路、そして証書の内容と見事なまでに一致していることである⁽⁴⁸⁾。

*

この物語が前段と異なるのは、ハットーが紛争調停の「仲介者」として機能していないことである。加えて、何故マインツ大司教は、ハインリヒを「饗宴 (convivium) へと招待し」、ハインリヒの側もまた、この怪しげな誘いを素直に受け入れたのであろうか。アルトホフによれば、数日間に亘る饗宴は、対立する党派間の敵対関係が解消され、「友好関係 (amicitia)」が最終的に締結されたことを公にデモンストレーションする「場」として機能していた⁽⁴⁹⁾。

「不適切なタイミング、すなわち不仲の関係にある時の convivium」への招待は、不審感のみならず、招待の裏に悪意、ひいては卑劣な意図が潜んでいるかもしれないとの憶測をも惹起した⁽⁵⁰⁾。はずである。「多くの贈り物によって敬意を表する」以外の、ヴィドゥキントが伝えていないマインツ大司教の側からの「口実」——例えば、国王に敵対する謀議・同盟の提案⁽⁵¹⁾——が伏在していたのであるうか。あるいは、饗宴の舞台設定自体、前段におけるアーダルベルトによる食事提供とのパラレルな関係を構築するためのシナリオ上の創作にすぎないのか。

国王と大司教の奸計を察知したハインリヒは、カッセルから急ぎ東に向きを転じ、テューリングェンに軍を進めた⁽⁵²⁾。ブルヒャルト・バルドー兄弟との戦いの理由は、謎である。ただ、以上の経過から推し量るならば、コンラートがハインリヒに譲渡を拒んだ何らかの権限——例えば兄弟の亡父の辺境伯ブルヒャルトがかつて有していたものの、その死後にオットーが獲得したテューリングェンの伯職・封——を授与されていたと考えるべきであろう。「国王の義兄弟」という付記は、ハインリヒによる報復攻撃の（やや見え透いた）正当化という印象を読者に与える。両名のいずれについても、コンラート家との血縁関係を裏付ける史料は存在しない。

マインツ大司教の所領の占拠も同じ文脈に属する。それはハインリヒにとつて、同大司教及びそれと密接に連携したヘルスフェルト修道院がテューリングェンに有する教会所領に対して、自らの支配権主張を堅持するための担保を差し押さえる示威的な実力行使に他ならなかった⁽⁵³⁾。しかしながら、そのためには世俗貴族間の単なる私闘を超えた、それ相応の「根拠」が必要となるであろう。この認識は、ランケが述べた「難解な課題」の最たる問題、すなわちヴィドゥキントが伝える通り、はたして大司教はハインリヒの命を奪うことまで本当に企図していたのか、という難問へと通じていく。

既に一言したように、その是非は、比較・検証可能な他の史料が存在しない以上、論証不可能である。エルトマンは、ハットーによる暗殺計画の実在性に対しては慎重な姿勢を崩さない。ただし、彼がそうした疑念を喚起する類の性格の人物と見なされていたであろうことは否定しない。そして、その疑念を原点として、『ザクセン人の事績』の執筆に至る半世紀間に種々の伝説的要素が付加され

た、と推定する⁽⁵⁴⁾。アルトホフは、二つの物語が「民衆による創作」などではなく、当時の政治状況と様々な情報に通じ——例えば「カッセル」への具体的言及——、かつ相応の判断・影響力を有する宮廷筋の高位の人々の間で成立したと考える⁽⁵⁵⁾。両者の見解は必ずしも排除し合うものではない。

確言できるのは、この物語を伝える『ザクセン人の事績』の著者の執筆意図、そして読者が読み取ったであろう教訓である。アルプス以北における「最高位の聖職者」によるスキャンダラスな大公暗殺計画が暴露されたことは、軍事力に訴えて教会所領を敢えて占拠する、その「正当性」をハインリヒに与えるに十分であった、と――。

後世のハットー像は、およそ聖職者としては考えられる限り最も悪しき部類に属する⁽⁵⁶⁾。コルヴァイ修道士から三世紀後の一二六一―六五年頃に、エアフルトのフランチェスコ会士が著した『小年代記』によれば、大司教は「悪魔によってシチーリア島のエトナ山の火口に生きたまま突き落とされた。その時、ある声が空に響き渡った。「かくして、汝は罪を贖うのだ。汝は堕ちて破滅してゆくのだ」。なぜならば、彼は、バーベンベルク伯アーダルベルトに策を弄し、処刑させるべく国王に引き渡したからである」⁽⁵⁷⁾。燃えさかる火口への転落は、すなわち地獄堕ちを寓意する。教皇グレゴリウス一世（大教皇、在位五九〇―六〇四年）が『対話篇』において、アリウス派の東ゴット国王テオドリックの最期について述べたのが最初である。火山の所在をリパリ島からシチーリア島へと変更したのは、フライジング司教オットーである⁽⁵⁸⁾。

マインツ大司教「ハットー」の名は、グリム兄弟『ドイツ伝説

集』の中で、もう一カ所、第二四一話「ビンゲンの鼠塔」にも登場する⁽⁵⁹⁾。飢饉に苦しむ貧民を冷酷・無慈悲に納屋に閉じ込め焼殺し、最後はビンゲン近郊のライン河の島に建てた塔の中で生きたまま鼠の大群に食い殺される「ハットー」である。モデルは、一五世紀末以降、同名の二世（在位九六八―七〇年）に帰せられてきたが、一世のネガティブなイメージが影を落としているのは確かである。伝説の起点に位置するのはエアフルトの『小年代記』である。奇譚に富むこの年代記は、「女教皇ヨハンナ伝説」を伝える最初期の史料の一つとしても歴史に名を残している⁽⁶⁰⁾。

おわりに

不可思議な伝説の世界から抜け出し、再び現実の歴史世界へと戻ろう。

ザクセン大公がテューリンゲンにあるマインツ大司教の所領を占拠し、国王の「義兄弟」であるライヴァルを同地方から追放したことは、予想されるように国王コンラートとの公然たる武力衝突へと発展した。時期は定かではないが、コンラートは、この頃テューリンゲンの辺境伯位を弟のエーベルハルトに授与したと推定される⁽⁶¹⁾。二年後の九一五年、「そこで国王コンラートは、弟に軍隊を率いさせ、ザクセンを荒廃させるべく派遣した」（二三章）。しかし、エーベルハルトは、エレスブルクの戦いで壊滅的敗北を喫し退却した。なお、叙述中でヴィドゥキンントが民衆世界における口承の語り手の存在に触れていることは、彼の情報源の一端を知るうえで大いに興味深い。「ザクセン人は、戦闘開始後に凄まじい殺戮によ

ってフランク人を徹底的に懲らしめた。それは、放浪芸人たちが、かくも夥しい数の死者たちを収容出来る地獄は一体どこにあるのか、と思わず語った程であった⁶³。

勝利の余勢を駆ってハインリヒは、ヘッセン地方へと軍を進めた。しかし、シュヴァーベン遠征中の国王がこの報に接して急ぎ帰還すると、ザクセンに軍を引き、グローネの城塞に立て籠もった。

国王は、「使者を送り、自発的な服従を要求する一方で、今後大公を敵と見なすのではなく、友人として対等に遇する意向であると約束した」（二四章）。軍勢に劣るハインリヒが、この時服従を受け入れる覚悟であったことは、ヴィドゥキントも認めている——「ハインリヒは、その時既にフランク人に服するよう説き伏せられていたのだが」。コンラートが要求した「自発的な服従（*spontanea aditio*）」を前提とした「友人（*amicus*）」という従属関係構築の具体的条件は、残念ながら不明である。コルヴァイ修道士は、お得意のアネクトドト、すなわち大公側近の機転に長けたティートマルの小話を挿入することで、デリケートな交渉内容に踏み込むことな

く話題を転換しているからである。後年、ティートマルは、『年代記』においてこの一節を参照しつつ、両者は、「誠実な人々の尽力によって最終的な友好同盟（*amicicia*）の締結に至った」と記した⁶²。理解されているのは、後に国王となったハインリヒが、各地の大公との間に締結した対等な「友好同盟」——例えば、二六章におけるエーベルハルトとの「友誼」の締結を想起されたい（上述一頁）——であるが、コンラート側の高圧的な要求は、それとは性格を大いに異にする。ただ、研究者は、この時の交渉の際に両者間に相互不干渉を内容とする何

らかの和約が結ばれたと推定している⁶³。国王が妥協を受け入れたのは、前年の九一四年にシュヴァーベンで起きた頭領的大貴族エルカンガーの叛乱鎮圧に全力を注ぐため、背後のザクセンの不安を取り除くことを望んだからである。

その後の三年間、コンラートは、シュヴァーベンに加えてバイエルンでの叛乱の鎮圧にも悩まされ続けることになる⁶⁴。反国王派を率いたのは、前述ルイトポルトの息子で、エルカンガーの甥のアルヌルフである。そして、コンラートがバイエルン遠征で受けた傷が元で九一八年二月二三日に死去した時、本来その後継国王となるべき弟に兄が遺したのは、ロートリンゲンの喪失、シュヴァーベン、バイエルンとの未解決の抗争、そして王国分裂の危機というまさしく負の遺産であった。それ故、孤立した弟のエーベルハルトが「フランク人とザクセン人の分国」におけるコンラート家の既得権益を継承・維持しようとする限り、同じ分国内のもう一人の頭領的大貴族の助力を仰ぎ、見返りに兄の後継王位を提供することは、エーベルハルトのみならずフランク人にとっても受け容れ可能なほとんど唯一の選択肢であったと考えられる。翌九一九年五月中旬にフランクエンとザクセンの境界に位置するフリッツラーで、エーベルハルトが参集したフランク人とザクセン人の前で新国王へと指名したのは、かつてのライヴァル、ハインリヒであった――。

ベツヒャーによれば、フリッツラーが選ばれたのには、もう一つの理由がある。そこには、コンラート家とリウドルフインゲルベンベルク両家の最終的和解の場としての意味合いも込められていた、という。一三年前の九〇六年二月二七日、コンラート・エーベルハルト兄弟の父コンラート（大）が、バーベンベルク家のアー

ダルベルト、つまりハインリヒの母ハトヴィヒの兄弟によって倒されたのは、まさにこの地であったからである⁽⁶⁵⁾。

コンラートに対するハインリヒの友好的姿勢は、国王登位後も変わることはなかった。翌九二〇年、新国王は前王の埋葬されたフルダ修道院を「祈禱のために (*oratoris causa*)」(DHI 1) 訪れた⁽⁶⁶⁾。彼は、コンラートによる発給証書の更新に際しても、その名前を挙げることを怠ることなく、自らを東フランク国王の伝統の中に位置付けた⁽⁶⁷⁾。さらに、ハインリヒのみならずオットー家の後継者たちは、コンラートへの追悼を記念祈禱^{メモリア}という形で長らく保持し続けたのである⁽⁶⁸⁾。

ヴァイドウキントも、二五章の死の床の遺言(上述一頁)に続けて、次の追悼文を捧げている。「このように告げた後、弟は落涙しながら了解したと返答した。国王は、それから間もなく亡くなった。勇敢にして力強い男で、戦時にも平時にも傑出しており、気前良く穏やかで、あらゆる美徳の飾りを備えた人物であった。彼は、自身が有する都市ヴァイルブルクに埋葬された⁽⁶⁹⁾、すべてのフランク人の嘆きと落涙に包まれつつ」⁽⁷⁰⁾――。

年次	事件
九〇〇年	東フランク国王ルートヴィヒ四世（幼童）登位（第一卷一六章）
九〇二年	バーベンベルク家とコンラート家の私闘、双方多数の死者（第一卷二二章）
九〇六年	コンラート家の頭領コンラート（大）、バーベンベルク家の頭領アーダルベルトとの戦闘でフリッツラーにて戦死（同）
九月九日	アーダルベルト、マインツ大司教ハットーの奸計により処刑される。バーベンベルク・フェーデ終結（同）
九〇八年	テューリッングェンの頭領的大貴族ブルヒャルト、ハンガリー人により殺害される
一〇月五日	国王ルートヴィヒ、リウドルフ・フィンゲ家の頭領でヘルスフェルト修道長オットー（貴顕）の院長位世襲を排除（DLdK 63）
九一一年夏	ロートリンゲン人、ルートヴィヒから離反し、西フランク国王シャルル三世に鞍替え
九月二四日	国王ルートヴィヒ死去、東フランク王家断絶（第一卷一六章）
一一月一〇日頃	コンラート（大）の同名の息子（若）、コンラート一世として新国王に選出（同）
九一二年一一月三〇日	オットー死去、ハインリヒの後継（第一卷二一章）
九一三年 二月三日	コンラート、コルヴァイ修道院に滞在（DKoI 14、第三卷二章）

年次	事件
?	ハットー、ハインリヒ暗殺の謀議（第一卷二二章）
二月一八日	コンラート、カッセルにてヘルスフェルト修道院宛て証書（DKoI 15）を発給
三月二二日	コンラートとハットー、シュトラースブルクに滞在（DKoI 17）
五月一五日	ハットー死去（第一卷二二章）
九一五年	コンラートとハインリヒ、フランケンとザクセンの境界域で二度に亘り戦闘。相互不干渉の和約を締結（第一卷二三、二四章）
九一八年一一月二三日	コンラート、バイエルン遠征で受けた傷が元で死去（第一卷二五章）
九一九年 五月中旬	ハインリヒ（二世）、フリッツラーにてフランク人とザクセン人により新国王に選出、オットー朝の始まり（第一卷二六章）

注

【略表記】

DLdK = Die Urkunden Ludwigs des Kindes, in: *Die Urkunden Zwentibolds und Ludwigs des Kindes*, hg. v. Theodor Schieffer, (MGH Die Urkunden der deutschen Karolinger, 4), Berlin 1960.

DKol = Die Urkunden Konrads I., in: *Die Urkunden Konrad I., Heinrich I. und Otto I.*, hg. v. Theodor v. Sickel, (MGH Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, 1), Hannover 1879-84.

DHI = Die Urkunden Heinrichs I., in: ebd.

Goetz (Hg.), *Konrad I. = Konrad I. - Auf dem Weg zum „Deutschen Reich“?*, hg. v. Hans-Werner Goetz, Bochum 2006.

- (1) Widukind v. Korvei, *Res gestarum Saxoniarum*, hg. v. Paul Hirsch - Hans-Eberhard Lohmann, (MGH SS rer. Germ., [60]), Hannover 1935, I-cap.25-26, S.37-39. コルヴァイのヴィドゥキント、拙訳『ザクセン人の事績』知泉書館、二〇一七年、六〇—六四頁。以下、同書からの引用は個々に頁は明記しないが、全て拙訳による。——本稿は同訳書「解説」二八六頁で予告した研究である。
- (2) 詳しくは、拙著『ドイツ史の始まり』創文社、二〇一三年、特に第五章「九一九年：フランク人からザクセン人への王朝交替」を参照。
- (3) Johannes Fried, *Die Königserhebung Heinrichs I., Erinnerung,*

Mündlichkeit und Traditionsbildung im 10. Jahrhundert, in: *Mittelalterforschung nach der Wende 1989*, hg. v. Michael Borgolte, (HZ, Beiheft 20), München 1995, S.267-318 (引用文は S.285, S.303).

- (4) Helmut Beumann, *Widukind von Korvei. Untersuchungen zur Geschichtsschreibung und Ideengeschichte des 10. Jahrhunderts*, (Veröff. d. Hist. Komm. d. Provinzialinst. f. westfäl. Landes- u. Volkskunde, X : Abh. über Corveyer Geschichtsschreibung, 3), Weimar 1950.

- (5) Gerd Althoff, *Widukind von Corvey. Kronzeuge und Herausforderung, in: Frühmittelalterliche Studien*, 27 (1993), S.253-272, ND, in: ders., *Inszenierte Herrschaft. Geschichtsschreibung und politisches Handeln im Mittelalter*, Darmstadt 2003, S.78-104, hier S.104. 岡地稔「口承世界における歴史叙述の信憑性——ヴィドゥキント『ザクセン朝史』・ハインリヒ一世国王選挙に関するJ・フリートの所説をめぐって」『アカデミア』(文学・語学編)七五(二〇〇四)「一—三七頁の批判も参照。

- (6) Jacob und Wilhelm Grimm, *Deutsche Sagen*, 2 Bde., Berlin 1816-18, ND, (Grimms Werke, Abt. 3. Gemeinsame Werke, 46-47), Hildesheim 2002-03, hier Bd. 2, S.150-152, S.152-154. グリム兄弟編著、吉田孝夫訳『ドイツ伝説集』八坂書房、二〇一一年、五三七—五三八、五三八—五三九頁。

- (7) 参照、注 20、46、48。
- (8) 東フランク分国王ルートヴィヒ三世(若王)、在位八七六—八二二年)によって初めて統合された政治的空間の規定的重要

性については、拙著『ドイツ史の始まり』一一七一―一二二八―一二三〇頁を参照。

- (9) Wilhelm Störmer, Die konradinisch-babenbergische Fehde um 900. Ursachen, Anlaß, Folgen, in: Goetz (Hg.), Konrad I., S.169-183, bes. S.176ff. 関連史料は『Die Regesten der Bischöfe und des Domkapitels von Bamberg, bearb. v. Erich Frihr v. Guttenberg, Lfg. 1, (Veröff. d. Gesell. f. Fränkische Geschichte, Reihe 6), Würzburg 1932, Nr.14』網羅的でない。
- (10) Regino v. Prüm, *Chronicon*, in: *Reginonis abbatis Prumiensis Chronicon cum continuatione Treverensi*, hg. v. Friedrich Kurze, (MGH SS rer. Germ., (50)), Hannover 1890, ad a. 906, S.152.
- (11) Hermann Kamp, *Friedensstifter und Vermittler im Mittelalter*, (Symbolische Kommunikation in der Vormoderne), Darmstadt 2001, S.298 Anm.13.
- (12) Johannes Fried, „...vor fünfzig oder mehr Jahren“. Das Gedächtnis der Zeugen in Prozeßakten und familiären Memorialtexten, in: *Pragmatische Dimensionen mittelalterlicher Schriftkultur*, hg. v. Christel Meier et al., (Münstersche Mittelalter-Schriften, 79), München 2002, S.23-61, hier S.43f. 執筆動機について、幼い国王に向けた「君主鑑」であった可能性が憶測を呼ぶ。Hans-Henning Kortüm, Weltgeschichte am Ausgang der Karolingerzeit. Regino von Prüm, in: *Historiographie im frühen Mittelalter*, hg. v. Anton Scharer-Georg Scheibelreiter, (Veröff. d. Instituts f. Österreichische Geschichtsforschung, 32), Wien-München 1994, S.499-513, hier S.512f.
- (13) *Annales Laubacenses*, in: Walter Lend, *Untersuchungen zur frühalemannischen Annalistik. Die Murbacher Annalen mit Edition*, (Scribim Friburgense, 1), Freiburg/Schweiz 1971, ad a. 907, S.187. 同編年誌を書写・改訂した『アレーマニア編年誌 (モハンマー本)』では「司教たちの」の文言が削除されている。 *Annales Alamannici*, in: ebd. ad a. 906, S.186. 双方の系譜関係については ebd. S.135-137を参照。
- (14) Luitprand v. Cremona, *Antapodosis*, in: *Die Werke Luitprands von Cremona*, hg. v. Josef Becker, (MGH SS rer. Germ., (41)), Hannover-Leipzig 1915, II-cap.6, S.39-41. *Antapodosis*, in: *Luitprandi Cremonensis opera omnia*, cura et studio Paolo Chiesa, (Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis, 156), Turnhout 1998, pp.37-39. なお、筆者は同書の翻訳を二〇一三年度に知泉書館から刊行する予定である。
- (15) 第二卷六章の叙述は次のように結ばれる。「しかし、彼は、縛られて処刑のために引き出された時、ハットーの顔を凝視しつつ語った。「もし汝が私の死罪を認めるといふならば、汝こそ偽誓を犯した罪人ではないか」。ハットーは言葉を返した。「汝を無傷で城塞から連れ出し、同じく連れ戻すこと、余はそれを約束したし、あの時実際にそれを果たしたと考えておる。汝を城塞から連れ出した後、直ちに息災にして何事もなく再び城塞へと連れ戻したではないか」。すると、アーダルベルトは、こっくに到来したことを嘆き、ハットーの悪巧みを見破るのが遅すぎたことに溜息を吐いた。それから、不承不

承ながらも執行人に付き従ったのであった——もしそれが許されたならば、喜んで人生を生き長らえたであらうに」。

- (16) Hermann v. Reichenau, *Chronicon*, hg. v. Georg Heinrich Pertz, in: MGH SS V, Hannover 1844, ad a. 907, S.111f.

- (17) Gerd Althoff, Verformungen durch mündliche Tradition. Geschichten über Erzbischof Hatto von Mainz, in: *Iconologia sacra. Mythos, Bildkunst und Dichtung in der Religions- und Sozialgeschichte Alteuropas. Festschrift für Karl Hauck zum 75. Geburtstag*, hg. v. Hagen Keller - Nikolaus Staubach, (Arbeiten zur Frühmittelalterforschung, 23), Berlin-New York 1994, S.438-450, bes. S.445-448.

- (18) キケロー、高橋宏幸訳「義務にひくく」、『キケロー選集』九、岩波書店、一九九九年、三四七—三四八頁。Vgl. Christian Klein, „Retungsanker des Reiches“ oder „Eidbrecher“ und „Meuchelmörder“. Hatto-Bilder der Neuzeit zwischen Legende und Wissenschaft, in: *Glanz der späten Karolinger. Hatto I. Erzbischof von Mainz (891-913). Von der Reichenau in den Mäuseturm*, hg. v. Winfrid Wilhelm, Regensburg 2013, S.18-33, hier S.24f. Franz Staab, Die Mainzer Kirche im Frühmittelalter, in: *Handbuch der Mainzer Kirchengeschichte*, 1, hg. v. Friedhelm Jürgensmeier, (Beiträge zur Mainzer Kirchengeschichte, 6), Teil 1, Würzburg 2000, S.87-194, hier S.178 Anm.101.

- (19) *Liudprandi Cremenensis opera omnia*, cura et studio Paolo Chiesa, Index Auctorum, pp.226f.

- (20) この認識においては、アルトホフ（注17）もフリートもほ

ぼ一致する。Fried, „...vor fünfzig oder mehr Jahren“（注12），S.43-50. ただし、口頭伝承に重きを置く後者は、「ハットーの歌」が放浪芸人（後述一六頁）によって広く伝播された後、文字化されたことに決定的な重要性を帰する。

- (21) Regino, *Chronicon*, ad a. 899, S.146f. Vgl. Gerd Althoff, *Amicitiae und Pacta. Bündnis, Einung, Politik und Gebetsgedenken im beginnenden 10. Jahrhundert*, (MGH, Schriften, 37), Hannover 1992, S.18-21, S.65f. S.251-253.

- (22) Ekkehard IV., *St. Galler Klostergeschichten*, hg. u. übers. v. Hans F. Haefele - Ernst Tremp, (MGH SS rer Germ., 82), Wiesbaden 2020, cap.22-23, S.184-194.

- (23) Ebd., cap.11, S.150. Otto v. Freising, *Chronica sive Historia de duabus civitatibus*, hg. v. Adolf Hofmeister, (MGH SS rer Germ., (45)), Hannover-Leipzig 1912, VI-cap.15, S.274f. Vgl. Beumann, *Widukind von Korvei*（注4），S.81. なお（新）バーベンルク家の系譜的連続性を唱えたのは、オットーが最初である。しかし、この系譜関係をめぐる問題は、今日でもなお議論の的である。Roman Deutinger, Die Familie Markgraf Liupolds I. von Österreich. Beobachtungen zur Genealogie der frühen Babenberger, in: *Die Babenbergermark um die Jahrtausendwende. Zum Millennium des heiligen Koloman*, hg. v. Roman Zehetmayer, (Mittelungen aus dem Niederösterreichischen Landesarchiv, 16), St. Pölten 2014, S.149-164.

- (24) 参照、拙訳「ザクセン人の事績」、「解説」、二七〇頁。

- (25) Wilhelm Gundlach, *Heldenlieder der deutschen Kaiserzeit*, Bd. 1, Innsbruck 1894, ND. Aalen 1970, S.112.
- (26) Leopold v. Ranke, *Weltgeschichte*, Teil 6-2, Leipzig 1885, 1891⁴, S.108.
- (27) Carl Erdmann, Beiträge zur Geschichte Heinrichs I. (VI): Die Halskette Hattos von Mainz, in: *Sachsen und Anhalt*, 17 (1941/43), S.48-61, (ND. in: ders., *Ottomische Studien*, hg. v. Helmut Beumann, Darmstadt 1968, S.117-130). Stefanie Haarländer, Hatto I. Ein „böser“ Bischof oder das „Herz des Königs“ (cor regis) ?, in: *Glanz der späten Karolinger. Hatto I. Erzbischof von Mainz* (注8), S.42-61. なおホルンマン (一九四五年) に「つづは」かねてより予告されたライヒェルトの浩瀚な評伝がついに刊行された。Folker Reichert, *Fackel in der Finsternis. Der Historiker Carl Erdmann und das „Dritte Reich“*, Bd.1: Die Biographie, Bd.2: Briefe 1933-1945, Darmstadt 2022.
- (28) Paul Hirsch, in: Widukind v. Korvei, *Res gestarum Saxoniarum*, S.34 Anm.1. ホルンマンによる詳細な反証を参照。Erdmann, *Die Halskette Hattos von Mainz* (注27), S.51-55. 中世における首飾りが斬首のメタファーを寓意していたことについては、S.48f. を参照。
- (29) 参照、注15。メールゼブルクのティートマル、三佐川亮宏訳『オットー朝年代記』知泉書館、二〇二一年、第一卷七章、一五頁。Otto v. Freising, *Chronica* (注23), VI-cap.15, S.275. Vgl. Karl v. Amira, *Die germanischen Todesstrafen. Untersuchungen zur Rechts- und Religionsgeschichte*, (Abh. d. Bayer. Akad. d. Wiss., phil-hist. Kl., 31-3), München 1922, S.182-184, S.190 mit Anm.4. 阿部謹也『刑史の社会史——中世ヨーロッパの庶民生活』中公新書、一九七八年、四八頁以下、六四頁以下。
- (30) Georg Waitz, *Jahrbücher des Deutschen Reichs unter Heinrich I.*, 3. Aufl., Leipzig 1885, Excurs 4: Über den Gegenstand des Streits zwischen König Konrad und Herzog Heinrich, S.197-200. マチンタマンのロムベールを参照。Johann Friedrich Böhm, *Regesta Imperii*, II-1, Die Regesten des Kaiserreichs unter den Heinrich I. und Otto I. 919-973, neubearb. v. Emil v. Otenthal, Innsbruck, 1893, ND. mit Nachträge, Hildesheim, 1967, Nr.h.
- (31) Ingrid Heidrich, Das Adelsgeschlecht der Konradiner vor und während der Regierungszeit Konrads I., in: Goetz (Hg.), *Konrad I.*, S.59-75, hier S.67. ロムベール家との血縁関係の憶測や「つづは」論証については、Reinhard Wenskus, *Sächsischer Stammesadel und fränkischer Reichsadel*, (Abh. d. Akad. d. Wiss. zu Göttingen, philol.-hist. Kl., 3-93), Göttingen 1976, S.280.
- (32) ブルノが、実際には大敗北を喫して戦死したことについては、拙著『ドイツ史の始まり』一二四頁以下を、国制上の官職としての「大公位」の創設については、一一一頁および注10を参照。その後に発表されて論文と「つづ」Matthias Becher, Das sächsische Herzogtum nach Widukind von Corvey, in: *Geschichtsvorstellungen. Bilder, Texte und Begriffe aus dem*

- Mittelalter. Festschrift für Hans-Werner Goetz zum 65. Geburtstag*, hg. v. Stefan Patzold et al., Köln-Weimar-Wien 2012, S.102-114を参照しなす。
- (33) Hans-Werner, Goetz, „Dux“ und „Ducatus“. Begriffs- und Verfassungsgeschichtliche Untersuchung zur Entstehung des sogenannten „jüngeren“ Stammesherzogtums an der Wende vom 9. zum 10. Jahrhundert, Bochum 1977, 1981², S.302-306.
- (34) Wenskus, *Sächsischer Stammesadel und fränkischer Reichsadel* (注15), S.66-114, bes. S.74f., S.80.
- (35) ティートメル『オットー朝年代記』第一卷五章(拙訳一二頁)。
Vgl. Eduard Hlawitschka, *Die Ahnen der hochmittelalterlichen deutschen Könige, Kaiser und Ihrer Gemahlinnen. Ein kommentiertes Tafelwerk*, Bd. 1: 911-1137, (MGH Hilfsmittel, 25-1), Hannover 2006, Teil 2, S.65-67.
- (36) Matthias Becher, *Rex, Dux und Gens. Untersuchungen zur Entstehung des sächsischen Herzogtums im 9. und 10. Jahrhundert*, (Historische Studien, 444), Husum 1996, S.171 mit Anm.1011. Ders., *Otto der Große. Kaiser und Reich*, München 2012, S.62.
- (37) *Urkundenbuch der Reichsabei Hersfeld*, Bd. 1-1, bearb. v. Hans Weirich, (Veröff. d. Hist. Komm. f. Hessen u. Waldeck, 19), Marburg 1936, Nr.38: *Breviarum S. Lulli*, S.68-74.
- (38) Hans-Peter Wehl, *Reichsabei und König, dargestellt am Beispiel der Abtei Lorsch mit Ausblicken auf Hersfeld, Stablo und Fulda*, (Veröff. d. Max-Planck Institut f. Geschichte, 28), Göttingen 1970, S.149-197. Fred Schwind, *Das Kloster Hersfeld und das fränkisch-deutsche Königtum*, in: *Hessische Heimat*, 36 (1986), S.19-26, ND. in: ders., *Burg, Dorf, Kloster, Stadt. Beiträge zur hessischen Landesgeschichte und zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte*, (Untersuchungen und Materialien zur Verfassungs- und Landesgeschichte, 17), Marburg 1999, S.191-207, hier S.199. Brigitte Kasten, *Der Kampf um die wirtschaftlichen Ressourcen zur Zeit König Konrads I.*, in: Goetz (Hg.), *Konrad I*, S.151-167, hier S.163f.
- (39) 九〇〇年頃に作成された包括的な「十分の一税目録」は、その末尾で「皇帝の所有 (in potestate caesars)」に続いて「大公オットーの所有 (in potestate duci Otdonis)」する所領計一一一地所を列記しなす。 *Urkundenbuch der Reichsabei Hersfeld* (注15), Nr.37 S.67.
- (40) Erdmann, *Die Halskette Hattos von Mainz* (注15), S.57f.
- (41) Johannes Laudage, *Otto der Grosse (912-973)*, Regensburg 2001, S.68.
- (42) Vgl. Karl Heinrich Krüger, *Konrad I. im sächsisch-fränkischen Grenzraum*, in: Goetz (Hg.), *Konrad I*, S.199-213, hier S.205ff.
- (43) DLdK 63に「コンラートは、修道院の位置や『グッセンガンの伯』としての言及やれたことなどから、大公、位も含めた類及的正当化は、ヴァイドウキントのみならず、国王証書にも認められる現象である。 Becher, *Rex, Dux und Gens* (注36), S.69-71.
- (44) 同証書は「カッセル、および地名の史料初出である。詳細については」 Ingrid Baumgärtner, Kassel 913. Die urkundlichen

- Ersterwähnungen, in: *Vom Königshof zur Stadt. Kassel im Mittelalter*, hg. v. ders., Kassel 2013, S.11-37を参照。
- (45) Erdmann, Die Halskette Hattos von Mainz (注25), S.60.
- (46) エルトマンは二度、ハールレンダーはカッセルのみと推定す⁸⁶。Erdmann, Die Halskette Hattos von Mainz (注25), S.56, S.50f. Haarländer, Hatto I. (注27), S.57. ヴィドゥキントの叙述の信憑性を疑問視するフリートは、会見自体の事実性について否定的で⁸⁷。Fried, „...vor fünfzig oder mehr Jahren“ (注12), S.53 Anm.105, S.54 Anm.109.
- (47) *Regesten zur Geschichte der Mainzer Erzbischöfe*, Bd. 1, bearb. v. Cornelius Will, Innsbruck, 1877, ND, Aalen, 1966, S.95f. Nr. 83. フリートとハインリヒの交渉の事実性を否定するフリート (注46) は、カッセルを伝える「献呈本」の当該箇所の著者がヴィドゥキントであることを否認し、各稿本間の系譜関係も組み替えるという大胆な立論を展開している⁸⁸。Fried, „...vor fünfzig oder mehr Jahren“ (注12), S.50-54, 58-61. 参照。拙著『ドイツ史の始まり』一九五頁注20。仮説の論拠が不十分である⁸⁹。Hagen Keller - Gerd Althoff, *Die Zeit der späten Karolinger und der Ottonen. Krisen und Konsolidierungen 888-1024*, (Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte, 10. Aufl. Bd.3), Stuttgart 2008, S.151 Anm.10を批判を参照。
- (49) Gerd Althoff, Der friedens-, bündnis- und gemeinschaftstiftende Charakter des Mahles im früheren Mittelalter, in: *Essen und Trinken im Mittelalter und Neuzeit*, hg. v. Irmgard Bitisch et al., Sigmaringen 1987, S.13-25.
- (50) Althoff, Verformungen durch mündliche Tradition (注12), S.449.
- (51) Laudage, *Otto der Grosse* (注14), S.74. Ders., Konrad I. in der früh- und hochmittelalterlichen Geschichtsschreibung, in: Goetz (Hg.), *Konrad I.*, S.339-351, hier S.346.
- (52) 時期はハインリーの死去後と推定される⁹⁰。Hans-Werner Goetz, Der letzte „Karolinger“? Die Regierung Konrads I. im Spiegel seiner Urkunden, in: *Archiv für Diplomatik*, 26 (1980), S.56-125, hier S.106 Anm.161.
- (53) 実際のところ、「十分の一税目録」(注39)に記載された「大公オットーの所有する」所領の一つは、後年ハインリヒにより妻マティルデに寡婦財産として贈与されたことが確認される⁹¹。Eduard Hlawitschka, *Untersuchungen zu den Thronwechseln der ersten Hälfte des 11. Jahrhunderts und zur Adelsgeschichte Süddeutschlands. Zugleich klärende Forschungen um „Kuno von Öttingen“*, (Vorträge und Forschungen, Sonderbd., 35), Sigmaringen, 1987, S.27f.
- (54) Erdmann, Die Halskette Hattos von Mainz (注25), S.60f.
- (55) Althoff, Verformungen durch mündliche Tradition (注12), S.441, S.450.
- (56) 注12 Klein, „Retungsanker des Reiches“ oder „Eidbrecher“ und „Meuchelmörder“ (注28). Haarländer, Hatto I. (注27), S.56-59, 24を参照。
- (57) *Cronica minor Minoriae Erphordensis*, in: *Monumenta Erphesfurtensia saec. XII. XIII. XIV.*, hg. v. Oswald Holder-Egger,

- (MGH SS rer. Germ., (42)), Hannover-Leipzig 1899, ad a. 914, S.618.
- (58) Grégoire le Grand, *Dialogues*, ed. Adalbert de Vogüé, Tome 3, (Sources Chrétienues, 265), IV-cap.31, Paris 1980, S.104. Otto v. Freising, *Chronica* (注53), V-cap.3, S.232.
- (59) Grimm, *Deutsche Sagen* (注9), Bd. 1, S.328f. (邦訳二九五—二九七頁)。
- (60) *Cronica minor Minoritae Erphordensis* (注57), S.618f. 参照‘マックス・ケルナー、クラウス・ヘルバース著、藤崎衛、エリック・シッケタンツ訳『女教皇ヨハンナ——伝説の伝記』三元社、二〇一五年、七六頁以下(原著二〇一〇年)。
- (61) 九一四年六月七日付けの国王証書 (DKoI 23) におおづ、エーベルハルトは執り成し人として「辺境伯 (*marchio*)」の称号を帯びて登場している。辺境伯位がフランケンではなくテューリンゲンに妥当するところについては、Edmund E. Siengel, Der Stamm der Hessen und das ‘Herzogtum’ Franken, in: *Festschrift für Ernst Heymann*, Bd. 1, Weimar 1940, S.129-174, hier S.143, (ND. in: ders., *Abhandlungen und Untersuchungen zur Hessischen Geschichte*, (Veröff. d. Hist. Komm. f. Hessen u. Waldeck, 26), Marburg 1960, S.355-403) を参照。
- (62) ティートマル『オットー朝年代記』第一巻七章(拙訳一六頁)。
- (63) Goetz, Der letzte „Karolinger“? (注52), S.107. Althoff, *Anicius und Pacta. Bündnis, Einung* (注15), S.18-21, S.244f. Becher, *Rex, Dux und Gen* (注9), S.186-192.
- (64) 詳細については、拙著『ドイツ——その起源と前史』創文社、二〇一六年、第三章『ザルツブルク大編年誌』九二〇年の項の「ドイツ人の王国」、特に一八三頁以下を参照。
- (65) Matthias Becher, Von den Karolingern zu den Ottonen. Die Königserhebungen von 911 und 919 als Marksteine des Dynastiewechsels im Ostfrankenreich, in: Goetz (Hg.), *Konrad I*, S.245-264, hier S.262.
- (66) 九二二年にも同修道院を訪れた可能性があるが (DHI 4)、九二〇年と同一の出来事を指しているのかもしれない。Rudolf Schieffer, Fulda, Abtei der Könige und Kaiser, in: *Kloster Fulda in der Welt der Karolinger und Ottonen*, hg. v. Gangolf Schrimpf, (Fuldaer Studien, 7), Frankfurt a.M. 1996, S.39-55, hier S.53f. mit Anm.96.
- (67) DHI 1では‘余の前任者たち (*antecessores nostri*)’としてコンラートヴィヒとコンラートの名が明記されている。
- (68) Gerd Althoff, König Konrad I. in der ottonischen Memoria, in: Goetz (Hg.), *Konrad I*, S.317-328.
- (69) ヴァイルブルクに埋葬されたのは、父のコンラートである(上述一二頁)。
- (70) リウトブランド『報復の書』第二巻二〇章の追悼文も、コンラートへの賛辞を惜しまない。Lindbrand, *Autapodosis* (注14), II-cap.20, S.40 /p.44: ‘実際のところ、青ざめた死——それは、扉を叩くべく貧民の小屋にも国王の宮殿にも同じ歩幅で訪れるものであるが——が国王コンラートをかくも早くに奪い去ることがなかったならば、その名は世界の幾多の民族に命を下していたであろうに’。

Abstract

Duke Henry and a Golden Torque

—— About Widukind of Corvey, „*Deeds of the Saxons*“, Book I, Chapter 22 ——

MISAGAWA Akihiro

Die berühmte Geschichte von „Herzog Heinrich und der goldenen Halskette“ in Widukinds „*Sachsengeschichte*“, Lib. I, cap.22 galt, wie die Aufnahme in das „*Deutsche Sagen*“ von Brüder Grimm zeigt, bisher als blosser Volkssage ohne historische Aussagewert schlechthin: der alte Ränkeschmiede, der Erzbischof Hatto von Mainz, wollte im Auftrag von König Konrad den trefflichen sächsischen Herzog Heinrich mit Hinterlist, nämlich durch eine kunstvolle goldene Halskette bei einem Gastmahle ermorden...

Aber schon Leopold von Ranke hat in dieser Erzählungen den realen historischen Hintergrund erkannt: „aber die Thatsachen darf man unbedenklich annehmen; ich denke selbst jene Einladung an den Hof und ihre Ablehnung. Die schwierige Aufgabe, den Kern der Erzählung von ihren Zuthaten zu sondern, darf doch nicht vernachlässigt werden“ (*Weltgeschichte*, VI-2, 1885, S.108.).

In diesem Kurzen Beitrag habe ich neben den Widukinds sagenhaften Darstellungen das Itinerar von König Konrads I. von Ostfranken (911 - 918) im Jahre 912 /913, und die einschlägigen Könisurkunden aufmerksam gemacht. Als Ergebnis der Rekonstruktion der historischen Wirklichkeit handelt es sich um ein äusserst wichtiges Geschehnis, nämlich Heinrichs Bruch mit König Konrad im Jahre 913 und die Gewinnung Thüringens für den sächsischen Liudolfinger überhaupt.